

論点整理

総合通信基盤局
番号企画室
平成30年6月12日

1. 基本的考え方

- 現行の電気通信事業法では、電気通信番号(以下「番号」という。)の基準において「電気通信事業者及び利用者が電気通信設備の識別又は電気通信役務の種類若しくは内容の識別を明確かつ容易にできるようにすること」を確保することが求められており、電気通信番号規則(総務省令)(以下「番号規則」という。)に番号ごとの基準を定めている。
- 固定電話に使用する0AB～J番号(以下「固定電話番号」という。)については、地理的識別性やサービス・通話品質の識別性の確保を通じて、社会的信頼性を得ながら、国民生活に広く浸透してきたものである。
- こうした中、転送電話の普及や提供形態の多様化により、利用者が固定電話番号から想起する地域やサービスとは異なる発着信が可能となり、固定電話番号が確保してきた識別性やこれを通じた社会的信頼性の前提に疑義が生じる状況となっている。
- 他方、会社の職員が営業や出張等で外出する場合や自宅等でテレワークを行う場合に、会社の固定電話番号(代表番号や部署の直通番号)を使用して発着信を行う転送電話については、一定のニーズが存在し、現に利用されている。
- 固定電話番号を使用する転送電話の提供形態には、以下のような類型が存在する。
 - ・ 提供主体が、「総務省から固定電話番号の指定を受けた固定電話事業者(以下「番号指定事業者」という。)」又は「総務省から固定電話番号の指定を受けずに番号指定事業者からサービスの卸提供を受けて固定電話番号を使用する事業者(以下「番号非指定事業者」という。)」の場合
 - ・ 提供内容が、「着信転送」又は「発信転送」、「法人向け」又は「個人向け」の場合
 - ・ 転送区間のネットワークが、「携帯電話網」、「050IP電話網」又は「インターネット網」の場合
- こうした類型を踏まえつつ、平成30年電気通信事業法の改正※により、従来の番号指定事業者に加えて番号非指定事業者においても「電気通信番号使用計画」の作成や番号の使用条件の遵守等が求められる等の制度が導入されることも契機として、固定電話番号の識別性、社会的信頼性及び適正な使用を確保する観点から、固定電話番号を利用する転送電話の提供の在り方について、論点整理を行うこととしたい。

※平成30年5月23日公布。改正法の施行は、公布の日から1年以内の政令で定める日。

2. 地理的識別性及び社会的信頼性の確保の在り方

【地理的識別性に関する現状・課題】

- 現行制度(番号規則)上、番号指定事業者には以下の対応等が求められている。
 - ・ 固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備及び当該伝送路設備を識別する交換設備の設置
 - ・ 番号の示す地理的識別地域と異なる番号が利用されないための技術的措置
 - ・ 総務大臣が告示する地域(番号区画)ごとの市外局番等の使用
- これにより、利用者が電話番号から通話の相手の所在地や電話端末が設置(固定)されている地域・場所を特定することが可能であることから、固定電話番号は地理的識別性を確保している。
- 委員会で実施した利用者アンケートにおいても、電話番号から地域を識別できることは広く認知されており、その重要性について多くの人が認識している旨の結果^{※1}が示された。

※1 利用者アンケートにおいて、電話番号から地域を把握できることを「知っている」と回答した人が全体の80%、市外局番を見て地域を「だいたいわかる」又は「居住地近くならだいたいわかる」又は「わかる場所もある」と回答した人が全体の86%、市外局番を見て地域がわかることが「重要である」又は「どちらかといえば重要である」と回答した人が全体の61%という結果。
- また、今後の固定電話網のIP網移行(2021年～2025年に段階的に移行)では、既存のメタルアクセス回線を維持し、従来の加入者交換機を「メタル収容装置」として利用する(NTT東西のNGNが光回線とメタル回線を収容する)^{※2}ため、IP網移行後(2025年以降)も、引き続き固定電話番号の地理的識別性(番号区画)は維持される見通しである。

※2 情報通信審議会「固定電話網の円滑な移行の在り方」答申(平成29年3月、同年9月)
- こうした中、現行制度においては、
 - ・ 番号指定事業者に対する、転送電話に番号を使用する場合及び卸提供した番号を番号非指定事業者が転送電話に使用する場合における地理的識別性等を確保するための基準等が明確になっていない
 - ・ 番号非指定事業者に対する、番号指定事業者等から卸提供を受けた番号の使用についての規律がないという状況にある。

【社会的信頼性に関する現状・課題】

- 我が国では、現行の電気通信事業法及び番号規則等の制度が番号指定事業者により遵守され、固定電話が国民生活や社会経済活動における重要な基盤(特に地域の住宅や事業所・公的機関といった拠点との基本的な通信手段)として全国あまねく提供されてきた長年の実績・背景等がある。
- これにより、固定電話番号を利用するユーザ(法人・個人)は、所在地が特定され、電話回線を設置する一定の経済基盤を有すると認知されることから、他の電話番号を利用する場合に比して、社会経済活動や知らない相手との通話においても信用を得やすいという意識が根強くあるなど、固定電話番号は一定の社会的信頼性を有している。
- 委員会での検討において、転送電話において050番号ではなく固定電話番号を使用したいニーズは、これまで固定電話番号が確保してきた社会的信頼性に支えられているものであることが、委員及び事業者の共通認識とされた。
- 委員会を実施した利用者アンケート※1においては、多くの人が、固定電話番号が示す地域外に電話が転送されることは問題であると認識している旨の結果が示された。
※1 利用者アンケートにおいて、固定電話番号が示す地域と転送電話の契約者の所在地に結びつきがない状態で電話が転送されるケースを「問題だと思う」と回答した人が全体の66%、この中で(固定電話番号が示す地域と転送電話の契約者の所在地に結びつきの有無にかかわらず)「転送自体が問題だと思う」と回答した人が34%を占めるという結果。
- 「法人向け」の「発信転送」では、職員が営業・出張・テレワーク等で外出先から携帯電話で発信した場合に、通話の相手には固定電話番号が表示される。この表示番号は、当該職員が所属する会社が固定電話番号(代表番号や部署の直通番号)の番号区画に実際に存在し、社会的に認知されている番号であれば、通話の相手が発信元を誤認するおそれは少なく、電話の折り返しも可能となっている。
- 「個人向け」では、固定電話の契約者向けの付加的なサービスとして、固定電話にかかってきた電話を契約者が指定した電話番号(別の固定電話、携帯電話、050IP電話)に転送するニーズに対応した「着信転送」※2のみを提供するケースが一般的であり、委員会での検討においても、「発信転送」を提供するニーズは明確にされず、番号指定事業者による提供実態はなかった。
※2 「法人・個人向け」の「着信転送」では、契約者の利便性の観点から、転送元となる自社(自分)の固定電話番号ではなく、発信元の電話番号が発信者番号として転送先まで通知されることが一般的である。
- また、インターネットを経由する「発信転送」については、過去の研究会報告書において、地理的識別性の観点から問題があり、利用者保護の観点から慎重に対応する必要があること等により、「発信者番号を通知しない(非通知にする)ことが適当」と整理された経緯がある。しかし、これまでその実効性には課題があった。

2. 地理的識別性及び社会的信頼性の確保の在り方(続き)

【地理的識別性及び社会的信頼性に関する考え方】

- 固定電話は、地域の住宅や事業所・公共機関といった拠点との基本的な通信手段として、IP網移行後も引き続き、国民生活や社会経済活動における重要な役割を担うことが期待されている。
- 固定電話番号を使用する転送電話については、利用者が番号から想起する地域と実際の発着信の場所が異なることとなるが、番号区画内に拠点と固定回線等が存在する法人の職員が営業・出張・テレワーク等の場合に当該法人の固定電話番号で発着信を行う一定のニーズは存在し、利用者利便に資するものである。
- しかしながら、番号区画内に契約者拠点や固定回線等がない状況で固定電話番号を使用する転送電話については、一般消費者の視点から見ると信頼性や法人拠点がどのように装う(消費者の誤認を期待する)ものであり、固定電話が長年積み重ねてきた識別性や信頼性に関する経験・コスト等に対するフリーライド(ただ乗り)であり、これによって、中長期的には固定電話番号の識別性・信頼性は損なわれていくことが懸念される。その結果、やがては転送電話の利用ニーズ・市場も縮退していくことが想定される。
- こうした点を踏まえ、固定電話番号を使用して転送電話を提供する事業者(番号指定事業者及び番号非指定事業者)について、以下の点を固定電話番号の使用条件として定めることにより、地理的識別性及び社会的信頼性を確保することが必要ではないか。
 - ・ 番号区画内に固定端末や固定端末系伝送路設備が設置されていること
 - ・ 番号区画内に契約者の拠点(住所)が存在し、これを確実に担保するための実在確認や本人確認を徹底すること
 - ・ これらを満たせない場合は、転送電話において発信者番号を非通知にする、又は固定電話番号以外の番号(050番号等)を使用すること(ただし、既に固定電話番号を利用して転送電話を提供している番号非指定事業者に対しては、一定の経過措置を設けることとする)
- また、信頼されやすい固定電話番号に見せかけて(通話する意思を持たない)一般利用者に発信する「発信転送」は、一般利用者が(通話したい意思を持って)固定電話番号にかけてきた電話を携帯電話等に転送して着信できるようにする「着信転送」とは異なり、番号の識別性・信頼性の観点から不適正な利用の温床となり、一般利用者が不利益を被る可能性がある。
- このため、「発信転送」においては、契約者(法人)の職員が営業・出張・テレワークにおいて電話をかける場合など、実際に発信を行う者が当該拠点での活動実態(実際の勤務・居住等)がある場合に限り、当該拠点に係る番号区画の固定電話番号を発信者番号として通知してもよいこととすることが適当ではないか。
- さらに、海外に居ながら携帯電話やインターネットにより発着信を行う転送電話においては、通話の相手に日本の固定電話番号を発信者番号として通知しないようにすることが望ましいのではないか。

- 前回までの委員会において、固定電話番号の地理的識別性及び社会的信頼性について委員から示された主な意見は以下のとおり。

主な意見(第1回・第2回委員会)

- 発信・着信の両方の転送に市場ニーズがあること、特に実態のある法人において仕事で外に出ている営業マンやテレワークのための転送であれば、一定程度理解できる。
- 03番号で転送電話をユーザに提供する場合に、その根拠となる会社、電話機、電話線などが割り当てられた03番号区画内になくても許されるとしたら、それは制度の不備ではないか。
- 新しいサービスやイノベーションに反対するものではないが、地理的識別性を逆手にとって実態は異なるものを単に03に見せるために提供するサービスはイノベーションとは関係ない。そうしたサービスは、識別性のない050を使って自由に提供すれば良いのではないか。
- インターネットの世界では、当初はアドレスに意味がなかったが、DNSやHTTPSが登場し、最近はデータベースを使ってアドレスに地理情報を結びつけるなど、信頼性を高める方向で様々なサービスを可能とする流れがある。固定電話番号を利用する転送電話は、そうした流れと逆行している。
- 0AB～J番号には信頼性があるから転送サービスを行いたいという(事業者の)説明には自己矛盾がある。信頼性がニーズとなり一瞬は儲かるかも知れないが、転送サービスの利用方法によっては、番号の信頼性が損なわれるため、長い目で見るとだんだん儲からなくなるのではないか。0AB～J番号の信頼性が低下していくシステム形態になることを良いと考えているのか。
- 0AB～Jの信頼性の根拠の1つの考えとして、固定回線を実際に引くこと、引っ越しすると番号も変わるということ、日本の事業者・利用者の両方が長年経験することによって、番号が地理的に紐付いていることが社会的に理解・納得され、信頼性が発生してきたということではないか。仮にそういう立場をとると、固定回線を引くという手間をかけずに0AB～Jを使えるサービスは、今までの事業者・利用者の様々な経験等に対するフリーライド(ただ乗り)ではないかという議論があり得る。それが続くと結局、国民・利用者の中で信頼性が次第に掘り崩されていく懸念がある。
- フリーライド(ただ乗り)とは、回線設置等のコストの観点もあるが、むしろ0AB～Jにある信頼性に対するフリーライドだと思う。各事業者が「社会的信頼性の観点から050ではなく0AB～Jのニーズが高い」と説明している点について、その信頼性とは、現にその場所に企業が存在することであり、現に実在することを確認が必要であるということではないか。
- 事業者が提供する転送電話を使うユーザだけでなく、転送電話ユーザの通話相手となる一般消費者の立場からの意見も重要。

主な意見(第3回委員会)

- 消費者は、電話機から、番号が示す地域の固定電話回線に発信する通話料や発着信する基本料を負担しているが、相手はどこ地域かわからず、信頼性や地理的識別から妥当な料金よりも高く支払わされている場合がある。転送電話では、消費者が料金を支払って電話をかけるという消費行動において、暗黙に取引条件や社会通念として認識しているものが、そのとおりに得られていない。
- 転送電話は、03や06などの固定電話の信頼性を利用し、消費者の誤認を期待するサービスであり、信頼性や経済力があたかもあるように見せ、立派であるように装うもの。商売をする人と消費者との間の古典的な問題であって、イノベーションや技術革新とは関係がない。
- 転送電話に一定の利便があるとしたら、通常は固定電話で発着信できる人がその場から離れているときに転送する場合。個人の場合は発信転送の利便は確認されていない。その番号の地域で固定電話の発着信ができない者、固定回線や端末がない者がその番号を利用するのは、ある種の「偽装」である。
- 日本の市民が長年かけて培った0AB～Jの信頼性・識別性を利用されることで、最終消費者は信頼性・識別性を裏切られるだけでなく、社会からその信頼性・識別性が損なわれていき、やがては消失する。これにより装う目的は遂げられなくなり、転送電話の需要も消えるというビジネスモデルであり、消費者としては容認しがたい。
- 最終消費者に不利益のない転送サービスがあるとするれば、サービスの契約者と消費者双方の純粋な利便として、着信転送においては担当者が会社拠点に不在の時に留守番電話対応や不在扱いにならずに電話がつながる、発信転送においては会社拠点の固定回線の番号を発信者番号とすることで電話を受けた消費者が知っている会社からかかってきたことがわかるという場合である。
- 0AB～Jによる転送電話は、電気通信事業法や番号規則が固定電話番号に定めている諸要件を満たす利用ができ、契約の際に十分な確認が行われている者のみが可能となるようにすべき。本来の固定電話の地域で発着信ができない者、すなわち当該地域内に固定電話回線につながった端末を持たない者は、消費者の誤認を招かないような0AB～J以外の番号による転送電話を利用すべき。消費者団体として、この提案が実現するためのルールの整備を早急に求める。
- 転送電話における地理的識別性と社会的信頼性については今回しっかり統制した方が良いという方向性ではないか。
- インターネットになった途端に国の中で閉じるとも限らないので、03の電話番号で実は電話を受ける人は別の国にいるのが常態化している場合だと、東京03と大阪06の問題ではなく、日本の電話番号を国をまたいで使ってしまう話にまでなってしまうので、日本国内までは良いとするような線引きもあり得る。

3. 通話品質の識別性の確保の在り方

【現状・課題】

- 固定電話番号を利用する電話サービスは、設備の技術基準により、他の電話に比べて高水準の通話品質が確保されている。
- 他方、固定電話番号を利用する転送電話については、固定電話網以外の転送区間のネットワークの通話品質が携帯電話、050IP電話又はインターネットと同等水準となり、特にインターネットによる転送区間は品質が低下するなど通話品質が保証されていない。
- このため、通話の相手が転送電話の利用者とは知らず、通常の固定電話と区別ができずに発着信を行う一般利用者の立場からは、固定電話番号に電話をかけて通話料金を負担しているにもかかわらず、低水準の通話品質しか確保されないケース等の不利益が想定される。
- 委員会での検討においては、固定電話の通話品質基準は現行の水準を維持する必要があるが、固定電話番号を利用する転送の際に通話品質がインターネットの水準まで低下する場合は、通知等により対応することが適当との認識が示された。
- 委員会で実施した利用者アンケート※1においては、多くの人が、インターネットによる転送については、「その旨を(音声ガイダンス等により)通知した上で転送してほしい」又は「転送自体しないでほしい」と認識している旨の結果が示された。

※1 利用者アンケートにおいて、以下の結果が得られた。

- ・ 固定電話番号からの発信がインターネットから転送されることに対しては、「インターネットから転送している旨を通知した上で転送してほしい」と回答した人が全体の35%、「インターネットから転送しないでほしい」と回答した人が全体の29%。インターネットから転送している旨をどのように通知してほしいかは、「電話応答の際に音声ガイダンスで通知してほしい」と回答した人が全体の63%。
- ・ 固定電話番号からの発信がインターネットから転送されて通話品質が固定電話より低い水準となることに対しては、「通話品質が低いサービスに転送されること自体が望ましくない」と回答した人が全体の36%、「特に何とも思わない」と回答した人が全体の29%、「携帯電話相当の品質を確保できれば問題ないが、インターネットの品質まで下がるのは問題がある」と回答した人が全体の23%。

【考え方】

- 固定電話番号を使用して転送電話を提供する事業者(番号指定事業者及び番号非指定事業者)については、以下の点を固定電話番号の使用条件として定めることにより、通話品質の識別性を確保することが必要ではないか。
 - ・ 固定電話網以外の転送区間においては、現行の固定電話、携帯電話又は050IP電話と同等水準の品質を確保することにより、一定の通話品質を確保しなければならない
 - ・ これを満たせない場合(転送区間がインターネットとなる場合)は、その旨を通話相手となる一般利用者が認識できるようにするための措置(音声ガイダンスや画面表示を入れる、発信者番号を非通知にする等)を講じなければならないこととする
(ただし、既に固定電話番号を利用して転送電話を提供している番号非指定事業者に対しては、一定の経過措置を設けることとする。)

- 前回委員会において、固定電話番号の通話品質の識別性について委員から示された主な意見は以下のとおり。

主な意見(第3回委員会)

- 転送電話における地理的識別性と社会的信頼性については今回しっかり統制した方が良いという方向性だが、通話品質については必ずしも同じような方向性ではない。利用者アンケート結果では、番号ごとに品質基準があることを知らない人が多いことも踏まえると、品質基準を緩めても良いのではないか。
- 例えば在宅によるテレオペの仕事は重要であり、通話品質の制約をある程度緩めることで、より広がりが出るのではないか。
- インターネットに転送する場合に0AB～J番号を全く使用できないというのは厳しすぎる。インターネットに転送する場合も0AB～Jの品質でしか使えないシステムでは世界市場の中で売れなくなる可能性がある。インターネットに転送する場合は案内を流すことにより(固定電話番号の)信頼性は落ちないと思うので、インターネットに転送する場合には案内を流すことを条件として許容するのはどうか。
- 品質基準を緩めるという言い方には注意が必要。今回のテーマは転送電話における品質であり、現在の固定電話番号の品質基準を緩める話ではないことは明らかである。したがって「転送して良いか」又は「転送する際に通知をどうするのか」の2つに関する議論であり、利用者アンケート結果においても「転送するのであれば通知をしてほしい」という意見が多かったため、通知は必要と思う。他方、今後の色んな働き方を踏まえた利便性も、消費者の立場からも考えて良いと思う。
- 高い通話品質を期待して固定電話料金を払っているにもかかわらず、低品質のネットワークを経由することはエンドユーザにとって経済的不利益を生じ、かつ、欺かれている感じがする。
- 利用者アンケートにおいて、通話品質にあまりこだわっていない人が多いという結果は、常に通話品質の確保されたものを使用しているので気にならないということかもしれない点に留意が必要。
- 利用者アンケート結果によると、全く品質保証がないインターネットに転送されることに関しては、まだかなり抵抗感の強い人が多い。少なくとも050番号など一定の品質基準があるネットワークと、全く品質保証のないインターネットとは区別した方が良い。
- 現状のように転送から先が全く要件ゼロでいいかどうか。インターネットに転送する場合は、インターネット部分の要件が今のインターネット部分より高くなる等が考えられ、ガイダンスや発信者番号についての整理が必要である。

4. 緊急通報の確保の在り方

【現状・課題】

- 現行制度上、固定電話番号の番号指定事業者には「緊急通報を利用可能とすること」が求められている。これにより、国民生活や社会経済活動における重要な通信基盤として利用される固定電話の番号を付された電話端末・電話網からは、警察(110番号)や消防(119番号)などの緊急機関への発信が可能であることが社会的に広く認知されてきた。
- 他方、固定電話番号を表示する「発信転送」で緊急通報を行った場合、緊急機関に通知される固定端末の設置場所や通報者の位置情報が通報者の実態と異なってしまい、緊急機関による通報者情報の紐付けや通報者へのコールバックが困難となり、犯罪捜査や人命救助等に支障をきたす可能性がある。
- このため、緊急通報では、実際に通報する電話端末に付された番号を発信者番号とすることが望ましいとされており、番号指定事業者が提供する「発信転送」サービスにおいては、契約時に緊急通報に関し適切な説明が行われた上で、固定電話端末や転送元の携帯電話端末からの緊急通報を可能としている。
- その一方で、番号非指定事業者が提供する「発信転送」サービスでは緊急通報が不可能となっており、同サービスのみを利用する法人においては、契約時に「緊急通報が利用できない」旨が説明されているとしても、万一の非常事態の場合に、緊急通報が適切に確保されない可能性がある。
- 委員会で実施した利用者アンケート※1においては、多くの人が、固定電話番号や携帯電話番号から緊急通報を利用できることは重要と認識している旨の結果が示された。
※1 利用者アンケートにおいて、固定電話番号や携帯電話番号を使用する電話から緊急通報を利用できることは「重要である」又は「どちらかと言えば重要である」と回答した人が全体の76%、固定電話番号を使用する転送電話で緊急通報を利用できないものが存在することについては「やや問題だと思う」又は「非常に問題だと思う」と回答した人が全体の47%（「全く問題ない」又は「あまり問題とは思わない」と回答した人が全体の18%）という結果。
- なお、IP網移行後の固定電話網では、従来の「回線保留機能」を、緊急機関から通報者への通話がつながりやすくなる5機能※2を具備した上で、「コールバック」により代替する方向性※3が示されている。

※2 5機能 … ①1XY番号の通知、②転送機能の解除、③着信拒否機能の解除、④第三者との通話制限、⑤災害時の優先通信扱い

※3 情報通信審議会「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申(平成29年9月)



【考え方】

- 緊急機関による通報者情報の紐付けや通報者へのコールバックを適切に確保する観点から、
 - ・ 「発信転送」を利用する通報者においては、緊急機関に通知される番号と実際の通報者情報に乖離が生じる「発信転送」による緊急通報を可能とせず、固定電話端末や転送元の携帯電話端末からの緊急通報を確保する
 - ・ IP網移行に伴い、「着信転送」を利用している固定電話からの通報者においては、緊急機関からのコールバック時に転送機能を解除する等の適切な措置を講じる
ことが適当ではないか。
- 番号非指定事業者が提供する転送電話においては緊急通報を利用できないこと(緊急通報を利用するためには他の固定電話や携帯電話による通信手段を確保する必要があること)について、利用者が誤認しないよう、利用者に対して十分に説明・周知が行われる必要があるのではないか。

5. 番号非指定事業者(番号指定事業者からの番号の卸提供)による 転送電話の提供の在り方

【現状・課題】

- 番号非指定事業者が転送電話を提供するために使用する固定電話番号は、必ず番号指定事業者が総務省から指定を受けた固定電話番号であり、当該番号指定事業者からの卸提供(当該番号指定事業者の卸先事業者からの再卸、再卸先事業者からの再々卸等を含む。以下同じ。)を受けて使用することが可能となっているものである*。
※ 番号非指定事業者が、このように番号指定事業者からの卸提供を受けずに、当該番号指定事業者が総務省から指定を受けた番号を使用して電気通信役務を提供した場合は、法令違反に該当し、命令や罰則の対象となる。
- こうした中、現行制度においては、
 - ・ 番号指定事業者には番号規則の規定が適用されているが、番号指定事業者が卸提供した番号を番号非指定事業者が転送電話に使用する場合に対する基準等が明確になっていない
 - ・ 番号非指定事業者が実際に番号を使用して転送電話などのサービスを提供している実態があるにもかかわらず、番号非指定事業者に対する卸番号の使用についての規律がない
という状況にある。
- 主な番号指定事業者が固定電話番号を他の事業者に卸提供している実態について聴取したところ、
 - ・ 固定電話サービス(番号指定事業者と同様の提供形態)を卸提供し、卸先事業者による提供形態を制約(転送電話の提供は不可又は固定電話のオプション(着信転送)のみ等)しているケースもあれば、
 - ・ 固定電話番号や回線設備を卸提供しつつ、卸先事業者による自由な提供形態を容認(転送電話の提供可能)しているケースもあり、
こうしたケースにおいて、番号指定事業者は、
 - ・ 契約約款等により、卸先事業者による番号使用やサービス提供の状況を把握したり、卸先事業者による対応の遵守を求める等の措置を講じているケースもあれば、
 - ・ 状況把握や対応の遵守を求める等の措置を講じず、卸先事業者の対応・判断に委ねているケースもある
といったように、事業者ごとに対応が様々である。

5. 番号非指定事業者(番号指定事業者からの番号の卸提供)による 転送電話の提供の在り方(続き)

【考え方】

- 平成30年電気通信事業法の改正により、事業者による番号使用についての制度は、以下のように変更される。
 - ・ 従来の番号指定事業者は、「電気通信番号使用計画」を作成して総務大臣の認定を受けなければならないこととし、番号の使用条件の遵守等が求められる。
 - ・ 番号非指定事業者(卸先事業者)においても、今後は「電気通信番号使用計画」の作成及び番号の使用条件の遵守等が求められるが、総務大臣が定める「標準電気通信番号使用計画」と同一の「電気通信番号使用計画」を作成した場合は認定を受けたものとみなし、個別の認定手続を不要とする。
- このような番号の卸提供に関する制度の整備を契機として、転送電話に使用される番号の適正な使用を確保するため、番号指定事業者が卸提供した番号を番号非指定事業者が転送電話に使用する場合はルールを整備する必要がある。
- 具体的には、事業者が作成する「電気通信番号使用計画」及び番号の使用状況等に関する定期報告等により、総務省において以下の点を確認する必要があるのではないか。
 - ・ 番号指定事業者による番号の卸提供[※]の状況(卸番号数、卸先事業者名、卸先事業者による転送電話の提供状況等)
※当該番号指定事業者の卸先事業者からの再卸提供、再卸先事業者からの再々卸提供等も含む。
 - ・ 番号非指定事業者(卸先事業者)による卸提供を受けた番号の使用状況(使用番号数、卸元事業者名、転送電話の提供状況等)

(参考) 番号非指定事業者(番号指定事業者からの番号の卸提供)による 転送電話の提供に関する委員会での主な意見

- 前回委員会において、番号非指定事業者(番号指定事業者からの番号の卸提供)による転送電話の提供について委員から示された主な意見は以下のとおり。

主な意見(第3回委員会)

- 「バーチャルオフィス」みたいなものが出てくるのは、事務局資料(前回委員会(5/30)の資料22-1の15ページ)にあるように、現行制度においては、指定事業者には番号規則の規定が適用されているが、指定事業者が卸提供した番号を非指定事業者が転送電話に使用する場合に対する基準等が明確になっていない、非指定事業者が実際に番号を利用して転送電話などのサービスを提供している実態があるにもかかわらず、非指定事業者に対する卸番号の使用についての規律がない状況にあることが背景にあるのだろう。
- こうした状況を踏まえ、番号の卸提供に関する制度が整備される法改正を契機に、転送電話に使用される番号の適正な使用を確保するため、指定事業者が卸提供した番号を非指定事業者が転送電話に使用する場合のルールを整備する必要があるという点は、そのとおりと思う。